

囲は平水航路の区域によるべきものとし(商法施行法第122条・明治32年通信省令第20号)、平水区域については船舶安全法施行規則第26条に具体的に列挙されている。また空中運送もこれを律する特別の私法規定のない現在においては、広義の陸上運送に含める説が有力である。

陸上または湖川港湾における物品または旅客の運送は営業として行われることが多く、その場合は運送営業と呼ばれる。その営業者を運送人と称し、営業の目的である運送を引受ける契約を運送契約という。運送の目的物は物または人であって、これにより運送は物品運送と旅客運送とに分れる。商法は第3編商行為の第8章運送営業の項に陸上運送に関する諸規定を置いている。

陸上運送の手段には鉄道・自動車・車馬等各種あるが、安全、快速、廉価を目標とする交通需要の増加に伴ない、交通機関は急激な発達を遂げ、電気・蒸気・ガソリン利用の現代に移った。現代における陸上運送の種別は、運搬具の通路により軌道運送と無軌道運送とに分れ、軌道上をゆくものには汽車・電車・ガソリン車等があり、無軌道通路を運転するものには自動車・自転車・馬車・無軌条電車等がある。

営業として行われる陸上運送は性質上独占的傾向を帯びることが多く、またその運営が公共の利害におよぼす影響はことに大きいから ① しばしば国家その他の公共団体が自らその経営に当り ② 私人の経営する場合においても、契約締結の強制・約款に対する監督その他国家的干渉の行われることが多く ③ 集団的に行われる結果契約が定型化される等の特色を有する。それゆえ一般の運送法に委ねることなく、そのための特別法を設けている国が多い。わが国においても鉄道営業法・鉄道運輸規程・国有鉄道運賃法・地方鉄道法・軌道法・軌道運輸規程・道路運送法・自動車運送事業等運輸規程・通運事業法・港湾運送事業法など、運送ならびに監督取締上の特別の法令を定めている。これらの特別法令および普通取引条款が商法の規定を補充変更しているため、実際上商法の規定が直接適用をみる場合は少ないのである。——運送。運送営業。運送契約。陸運。陸上交通事業。

参考文献 喜安健次郎著 運送営業。石井照久著 改訂商法(商行為法海商法)。(菱谷昭男)

りくじょうこうつうじぎょう 陸上交通事業 陸上運送事業または陸運事業とほとんど同義であるが、主として事業種別の観念に立って使用される語。

1 概念 交通の意義については広狭数説あるが、ここでは「人または物の所在を変更させる行為、あるいは人または物の場所的移動の現象」いわゆる「運送」と同様とみなし最狭義に解する。交通は隔地による障害を克服するものであるが、同時に時間をも克服するものであり、社会生活の平均化および拡大化に貢献するものである。この交通の効果を増大するための手段としての設備を交通機関という。交通機関は通路・運搬具・動力の3者またはその中の一部からなる。

交通事業とは交通を行うため交通機関を運用しまたは運用に供する事業をいう。事業とは同種の業務を反覆継続することであるが、ここにいう事業はさらに他人の需要に応ずるものを指す。陸上交通事業の行う運送は陸上におけるものである。ここにいう陸上とは、水上・水中および空中でない意味であるが、必ずしも地表にかぎらず地下鉄道・索道等のような土地に定着する交通機関による運送は、陸上における運送と解する。陸上交通事業者は陸上において、原則として商法第569条の「運送をなすを業とする者」であるから運送人であり、商法第502条の

商行為をなすを業とする者であるから商人である(商法第4条)。「運送をなす」とは、「運送を引き受ける」ことであるが、陸上交通事業者は、他人に下請運送をさせる者でなく、自ら運送を行う者である。

陸上交通事業調整法(昭和13年法律第71号)第1条は、「本法は、陸上交通事業トハ地方鉄道事業・軌道事業・路線ヲ定ムル一般旅客自動車運送事業其ノ他勅令ヲ以テ指定スル事業ヲ謂フ」と定めているが、これは上記の「陸上交通事業」の一部をあげているものである。

2 特質 陸上交通事業は、その通路による場所的特定と資本の集中化および固定化の特質を有し、この場所的特定による交通需要の限定と資本の集中および固定化に伴ない独占的傾向を帯び、その社会的必需性と相まって、公共性の強い事業とされ、またその運送に対し迅速・正確・安全・低廉・大量輸送等が要請される。したがって陸上交通事業はそれぞれ程度の差はあるが国家の監督に服し、その事業の大部分は特別の法律にもとづき特許(免許)され、運賃・料金および施設等ほとんど企業活動全般におよんで許可・認可等国家の規制を受ける。また陸上交通事業は公共性の強い事業であり、かつその使命である交通役務の提供力は弾力性に乏しく、貯蔵性をもたず、恒常性を有する等の特質があるので、国家から用地についての土地収用、税金の減免、補助金の交付、資金のあっ旋等種々の助成を受けている。

3 種類 陸上交通事業の概念を上述のものとして理解し、つぎにその分類を法制上の区別にもとづき、鉄道・索道・軌道・無軌条電車・自動車・軽車両等の事業に分ち、そのおのおのについて述べる。

(1) 鉄道事業 一般の需要に応じ鉄道により人または物品の運送を引受ける事業である。鉄道とは特設された通路に鉄軌条を敷設し、その線路上を機械的動力をもって車両を運転し、人または物品を運送する設備である。鉄道事業には日本国有鉄道が経営する鉄道と、道府県その他の公共団体または私人が経営する地方鉄道とがある。国鉄の鉄道は日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)にもとづくものであり、地方鉄道は地方鉄道法(大正8年法律第52号)にもとづき、主務大臣の免許を受けたものである。国鉄の経営する鉄道は、鉄道国有法(明治39年法律第17号)第1条にいう一般運送の用に供する全国的な交通を目的とする鉄道で、いわゆる国鉄であり、地方鉄道は同法同条のいう一地方の交通を目的とする一般運送の用に供する鉄道である。

鉄道事業の営業については、商法第8章の運送営業の規定の適用を受けるほか、鉄道営業法(明治33年法律第65号)の適用を受ける。鉄道営業法は商法に優先して適用される。

(2) 索道事業 都道府県その他の地方公共団体または私人が他人の需要に応じ、索道により旅客または物品の運送を引受ける事業である。索道とは架空した索条に搬器をつるして運送する設備をいう(索道規則[昭和22年運輸省令第34号]第1条)。

(3) 軌道事業 一般交通の用に供するため敷設する軌道(軌道法[大正10年法律第76号]第1条第1項)により、人または物品の運送を引受ける事業である。

軌道は地方鉄道と同様に地方的交通を行うもので、両者の区別は地方鉄道は、原則として専用の通路を特設したものに限定され、道路運送の補助機関でないものであるのに反し、軌道は原則として道路に線路を敷設して運送を行う道路運送の補助機関である。また地方鉄道のようにその動力は機械的なものに